



埼玉県マスコット  
「コバトン」と「さいたまっち」

令和5年度

# 埼玉県教育局 学校保健説明会

期 日：令和6年3月25日（月）

主催

埼玉県教育委員会

## 次 第

日 時：令和6年3月25日（月）

13：30～15：00

会 場：Zoomによるオンライン開催

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 行政説明

- (1) 「シックスクール問題対応マニュアルー令和5年度改訂ー」について
- (2) 学校における緊急時の医薬品投与について

### 4 事務連絡

- (1) 定期健康診断の円滑な運営について
  - ・ 来年度日程について
  - ・ 健康診断における検査・診察時の留意事項について
- (2) 校務支援システムについて
  - ・ (高校) 保健機能 令和5年度の改修について
  - ・ (特別支援学校) 校務支援システムの導入について
- (3) 文化祭における食品の取扱い等について
- (4) 令和6年度事業について
  - ・ 埼玉県スクールヘルスリーダー（退職養護教諭）派遣事業
  - ・ 現代的健康課題解決支援事業
  - ・ がん教育総合支援事業
  - ・ 「性に関する指導」課題解決支援事業
- (5) その他

### 5 令和5年度 長期派遣研修報告

「高校における組織的な性に関する指導の在り方

～包括的性教育の視点をふまえた実態調査及び性に関する指導の実践～」

県立大宮工業高等学校 養護教諭 吉田 聡

## 1 「シックスクール問題対応マニュアルー令和5年度改訂ー」について

### (1) 改訂のポイント

- 令和3年度及び令和4年度の学校環境衛生基準が一部改正、平成23年及び平成24年に文部科学省から参考資料が発行されたことなどを踏まえ、情報の更新を行った。
- 学校が活用しやすいマニュアルを目指し、「予防」「初期対応」「経過観察」の3つの視点から、学校の対応を整理した。

### (参考通知)

- ・ 令和6年2月13日付け教保体第1661-1号  
「『県立学校におけるシックスクール問題対応マニュアルー令和5年度改訂ー』について」

## 2 学校における緊急時の医薬品投与について

### (1) 学校における緊急時の医薬品投与が可能な条件

- ・ アナフィラキシー症状発症時のエピペン
- ・ てんかん発作時の坐薬
- ・ てんかん発作時の口腔溶液（ブコラム®）
- ・ 重度の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）

### (2) 学校における緊急時の医薬品投与に必要な校内体制

- ・ 適切な保健情報書類の管理
- ・ 学校医又は主治医との健康相談
- ・ 保護者との共通理解
- ・ 校内研修の実施による関係教職員との共通理解
- ・ 医薬品の適切な保管及び管理に必要な施設・設備等

### (参考)

- ・ 平成28年3月8日付け教保体第1963-1号  
「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」
- ・ 令和4年7月28日付け教保体第743-1号  
「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液の投与について」
- ・ 令和6年2月14日付け教保体第1686-1号

## 1 定期健康診断の円滑な運営について

### (1) 健康診断における検査・診察時の留意事項について

- ・令和6年2月26日付け教保体第1725-1号  
「児童生徒等の健康診断時における配慮について」
- ・令和6年1月24日付け教保体第1593-1号  
「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」
- ・令和3年3月29日付け事務連絡  
「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」

### (2) 留意事項

- ・令和6年度検診日程（尿検査、胸部X線撮影、心電図）
  - …令和6年2月19日付け教保体第1715号  
「令和6年度結核健康診断／心臓検診／尿検査の日程について（通知）」
- ・胸部X線撮影「未実施者」検診 会場校について
  - …今年度から検診日程の調整と合わせて、条件等について調査を実施。調査結果を踏まえ、改めて連絡する。
- ・胸部X線撮影、心電図「学校医が認める場合」とは
  - …海外からの転入等が該当となる。該当者がいる場合は、保健体育課へ事前に相談すること。
- ・その他
  - …「異常なし」についても全員に通知
  - …結果通知後は、受診の有無を確認し、健康課題を残したまま放置されることのないように対応。
  - …令和6年6月30日までに実施

## 2 校務支援システムについて

### 高 校

#### (1) 令和5年度の主な改修内容

##### ①CSV一括読み込み・書き出し 項目の追加

X線…フィルム番号、所見

歯科…顎関節、歯列咬合、歯垢、歯肉、その他の疾病及び異常、学校歯科医・所見、日付、事後措置

##### ②結果通知および治療勧告書の表記変更

全ての項目…「異常なし」を選択→「斜線（/）」、「未受診」を選択→「未検査」、  
「未実施」を選択→「\*（対象外）」

聴力……………「○」→「所見あり」

##### ③歯科結果通知および治療勧告書

歯垢2を選択 →「経過観察してください」

##### ④健康診断カード

耳鼻咽頭の項目を追加

→改修に伴い、CSV読み込み／書き込みの範囲が変更になります。

令和5年4月6日付け教保体第39号「校務支援システム保健機能の活用促進について（通知）」

添付資料 excelファイル「healthinput.elsx」等が使用できなくなる。

改修が整い次第、修正したexcelファイルと入力手順等に関する補助資料もあわせて配布する予定。

#### (2) 今後の校務支援システムの活用及び改修計画

##### 【健康診断・生徒学生健康診断票・学校医等執務記録簿】

- ・心電図および胸部X線撮影検査の結果通知及び受診勧告書
- ・胸部X線撮影検査の未受診者受診勧告書
- ・学校医等執務記録簿

##### 【保健室来室記録・学校生活管理指導・保健日誌】

- ・活用の推進。活用状況に合わせ、改修計画を検討

### 特別支援学校

#### (1) 校務支援システムの導入

- ・令和6年度から全校で導入開始

－令和6年7月まで 改修内容の検討

－令和7年1月ころ 運用開始

(マニュアル・補助資料の作成)

### 3 文化祭における食品の取扱い等について

(1) 主な変更点

(2) その他、質問への回答

### 4 令和6年度事業について

(1) 埼玉県スクールヘルスリーダー（退職養護教諭）派遣事業

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/schoolhealthleader.html>

・令和6年2月14日付け教保体第1615-1号

「令和6年度「埼玉県スクールヘルスリーダー（養護教諭）派遣事業」案内について（通知）」

(2) 学校における現代的な健康課題解決支援事業

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/gakkohoken/gendaiteki-kenko-kadai.html>

(3) がん教育総合支援事業

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/gan-houkokusyo.html>

(4) 「性に関する指導」課題解決支援事業

・養護教諭の専門性を生かしたT・Tの事例紹介（●ページ）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/seinikansurushidou.html>

(5) 令和6年度 各種研修会等

期日	研修会名	会場・開催方法
5月29日(水)	第1回埼玉県養護教諭研修会	埼玉会館
6月7日(金)	学校保健主事研修会	埼玉会館
1学期中	食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会	動画配信
7月25日(木)	学校歯科保健研究大会及び学校歯科保健指導者研修会	オンライン
8月2日(金)	埼玉県学校健康教育推進研修会	県民健康センター
8月	新任保健主事研修会	動画配信
8月23日(金) ～9月20日(金)	がん教育指導者研修会	動画配信
8月6日(火)	「性に関する指導」指導者研修会	オンライン
1月10日(金)	第2回埼玉県養護教諭研修会	埼玉会館
1月22日(水)	埼玉県学校健康教育推進大会	さいたま市文化センター
未定	薬物乱用防止教育研修会	オンライン

## 5 その他

### (1) 学校健診 PHR に関する説明会（文部科学省）報告

※別紙●：学校健診 PHR に関する説明会資料

### (2) 高等学校等歯科保健状況調査の結果報告

### (3) 学校欠席者・感染症情報システム

・インフルエンザの入力：A型・B型については可能な範囲で入力してください。不明の場合は「インフルエンザ」を選択してください。

・コロナとインフルエンザの同時陽性：発生件数を報告しているため、コロナ1件＋インフルエンザ1件と、それぞれ入力してください。

・「その他」の内容：必ず記載して下さい。

### (4) 情報提供

・「薬物乱用防止教室マニュアル〈令和5年度改訂〉」（令和6年3月、日本学校保健会）

・「学校において予防すべき感染症〈令和5年度改訂〉」（令和6年3月、日本学校保健会）

## 参 考 通 知



教保体第1661-1号  
令和6年2月13日

各県立学校長様

教育長

「県立学校におけるシックスクール問題対応マニュアル  
ー令和5年度改訂ー」について（通知）

埼玉県教育委員会では、社会問題化したシックハウス症候群への対応などを背景に、平成15年3月に「一人一人の児童生徒が安心して学習できる学校環境づくりを目指してー県立学校のシックスクール問題対応マニュアルー」を作成し、学校におけるシックスクール対策を推進してまいりました。

マニュアル作成以降、学校を取り巻く様々な環境は大きく変化し、学校環境衛生の面においても令和3年及び令和4年には学校環境衛生基準が一部改正されるなど、学校におけるシックスクール問題について多様な対応が求められる状況となっています。

そこで、県教育委員会では、下記の通り、本マニュアルを改訂いたしましたのでお知らせします。

各学校におかれましては、学校におけるシックスクール問題への対策及び対応に御活用くださるようお願いいたします。

記

- 「県立学校におけるシックスクール問題対応マニュアルー令和5年度改訂ー」  
(埼玉県ホームページ)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/gakkohoken/top.html>

担 当：県立学校部保健体育課  
健康教育・学校安全担当 脇田・龍野  
電 話：048-830-6963  
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp

教保体第1963-1号  
平成28年3月 8日

各市町村教育委員会教育長  
各 県 立 学 校 長  
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

### 学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について

日頃、児童生徒の健康の保持増進に御尽力いただき感謝いたします。

さて、標記の件について、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写しのとおり事務連絡がありました。

この通知は、てんかんの発作時に教職員が坐薬を挿入することについて、一定の条件を満たした場合には医師法違反とならないという解釈について示されたものです。

なお、各学校において一連の行為の実施に当たっては、下記に御留意の上、御対応くださるようお願いいたします。

市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校にもお知らせいただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 今回の措置は、てんかん発作時で生命が危険な状態等である場合に限定されている。どのような状態の場合が該当するのかは、医師が作成した坐薬使用の際の指示事項が記載された書面を確認の上、保護者から説明を受けること。
- 2 やむを得ない場合には当該児童生徒に坐薬を使用することについて、児童生徒及びその保護者が希望し、具体的に学校に依頼していること。  
また、坐薬を挿入することに関する情報を教職員で共有することを了解していること。
- 3 今回の通知は、てんかん発作時の坐薬挿入についてであり、他の疾患については、これまでと同様に対応すること。
- 4 てんかんという疾病の特性上、当該児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮する等、適切に対応すること。

- 5 対応に当たっては、特定の職員に任せずに組織的に対応するよう、坐薬の挿入方法等について事前に確認するなど、校内体制の整備に万全を期すること。
- 6 坐薬を使用する際には次の点に留意すること。
  - (1) 児童生徒が、やむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること。
  - (2) 坐薬の挿入の際の留意事項に対する書面の記載事項を遵守すること。
  - (3) 衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること。
- 7 医薬品を学校で預かる場合には、「学校における薬品管理マニュアル」([http://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook\\_H220030/data/57/src/57.pdf](http://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H220030/data/57/src/57.pdf) 財団法人日本学校保健会 平成21年7月)を参照すること。

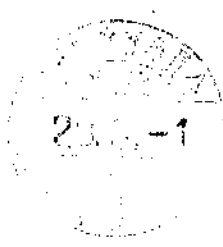
他の児童生徒から預かった医薬品と混同し、誤投薬を起こすことのないように気を付け、使用期限にも注意すること。
- 8 当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から指示を受ける書面には以下の内容が記載されていること。
  - (1) 児童生徒の氏名
  - (2) 医療機関名、主治医名、連絡先
  - (3) 学校においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる児童生徒であり、この坐薬を使用したことがあること
  - (4) 坐薬の名称・1回分の量及び効能
  - (5) 坐薬の使用の際の留意事項
    - ア 坐薬を挿入する必要がある生命が危険な状態等の具体的様子
    - イ 坐薬を挿入する時期  
例) けいれん発作が起きて5分以上続いたら挿入する など
    - ウ 坐薬の挿入方法
    - エ 坐薬の挿入により副作用がある場合の処置の方法
    - オ その他注意する点
- 9 当該児童生徒の保護者又は教職員は、坐薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関を受診させること。

保健体育課 健康教育担当

成澤 一美

電話：048-830-6963

FAX：048-830-4971



事務連絡  
平成28年2月29日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県私立学校主管課 御中  
附属学校を置く各国立大学法人事務局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について

平素より学校保健の推進にご尽力いただきまして、御礼申し上げます。

てんかんの発作が起きた場合に、生命の危険が生じる可能性もあり、医師法違反とならない範囲を示すことができないかを確認するため、文部科学省から別紙1のとおり疑義照会を行ったところ、厚生労働省から別紙2のとおり回答がありました。

つきましては、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対して、国立大学法人事務局にあっては管下の学校に対して周知いただき、適切に対応くださいますよう、よろしく願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課保健管理係  
TEL:03-5253-4111 (内線2976)  
FAX:03-6734-3794

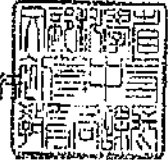
27初健食第29号

平成28年2月1日

厚生労働省医政局医事課長 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

和田 勝 行



医師法第17条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願い申し上げます。

記

学校現場等で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

- ① 当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
  - ・ 学校においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる児童生徒であること
  - ・ 坐薬の使用の際の留意事項
- ② 当該児童生徒及びその保護者が、学校に対して、やむを得ない場合には当該児童生徒に坐薬を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童生徒を担当する教職員が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
  - ・ 当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること

- ・ 坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
  - ・ 衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること
- ④ 当該児童生徒の保護者又は教職員は、坐薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること。

(担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

電 話：03-5253-4111（内線：2976）

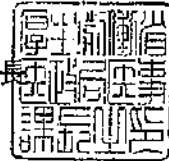


医政医発0224第2号

平成28年2月24日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省医政局医事課長



医師法第17条の解釈について（回答）

平成28年2月1日付け27初健食第29号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校現場において児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願いする。

教保体第743-1号  
令和4年7月28日

各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長  
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について（通知）

令和4年7月19日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写し  
のとおり事務連絡がありました。

この通知では、てんかんの発作時に教職員が口腔用液（ブコラム®）を投与すること  
ついて、一定の条件を満たした場合には医師法違反とならないという解釈が示されてい  
ます。

なお、一連の行為の実施に当たっては、別紙1及び下記に御留意の上、適切な対応を  
お願いします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下の各学校に周知をお願いします。

#### 記

- 1 今回の措置は、てんかん発作時で生命が危険な状態等である場合に限定されること。
- 2 やむを得ない場合には当該児童生徒に口腔用液（ブコラム®）を使用することについて、児童生徒及びその保護者が希望し、具体的に学校に依頼していること。
- 3 使用する場面について、どのような状態が該当するかは、医師が作成した口腔用液（ブコラム®）使用の際の指示事項が記載された書面を確認の上、保護者から説明を受けること。
- 4 当該児童生徒及びその保護者が事前に医師から指示を受ける書面には以下の内容が記載されていること。
  - （1）児童生徒の氏名
  - （2）医療機関名、主治医名、連絡先
  - （3）学校においてやむを得ず口腔用液（ブコラム®）を使用する必要性が認められる児童生徒であり、これまでにこの口腔用液を使用したことがあること
  - （4）口腔用液（ブコラム®）の名称・1回分の量及び効能



- (5) 口腔用液（ブコラム®）の使用の際の留意事項
- ア 口腔用液（ブコラム®）を投与する必要がある生命が危険な状態等の具体的様子
  - イ 口腔用液（ブコラム®）を投与する時期
    - 例) けいれん発作が起きて5分以上続いたら投与する など
  - ウ 口腔用液（ブコラム®）の投与方法
  - エ 口腔用液（ブコラム®）の投与により副作用がある場合の処置の方法
  - オ その他注意する点
- 5 口腔用液（ブコラム®）を使用する際には次の点に留意すること。
- (1) 児童生徒が、緊急時にやむを得ず口腔用液（ブコラム®）を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること。
  - (2) 口腔用液（ブコラム®）の投与の際の留意事項に対する書面の記載事項を遵守すること。
  - (3) 衛生上の観点から、手袋を装着した上で口腔用液（ブコラム®）を投与すること。
- 【参考】 [ブコラム.jp](http://buccolam.jp)（武田薬品工業株式会社ホームページ）  
[ブコラム.jp](http://buccolam.jp) | [武田薬品工業株式会社 \(buccolam.jp\)](http://buccolam.jp)
- 6 医薬品を学校で預かる場合には、「学校における薬品管理マニュアル」  
[（学校における薬品管理マニュアル \(gakkohoken.jp\)](http://gakkohoken.jp)、  
財団法人日本学校保健会 平成21年7月）を参照すること。  
他の児童生徒から預かった医薬品と混同し、誤投薬を起こすことのないように気を付け、使用期限にも注意すること。
- 7 当該児童生徒の保護者又は教職員は、口腔用液（ブコラム®）を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関を受診させること。また、てんかん発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応に備えること。
- 8 対応に当たっては、特定の教職員に任せずに組織的に対応するよう、口腔用液（ブコラム®）の投与方法等について事前に確認するなど、校内体制の整備に万全を期すること。
- 9 てんかんという疾病の特性上、当該児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮する等、適切に対応すること。
- 10 今回の通知は、てんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与についてであり、他の疾患については、これまでと同様に対応すること。

担 当：健康教育・学校安全担当 脇田・龍野  
電 話：048-830-6963  
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp



事務連絡  
令和4年7月19日

各都道府県・市区町村保育主管課  
各都道府県・市区町村地域子ども・子育て支援事業主管課  
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課  
各都道府県私立学校主管部課 御中  
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課  
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課  
厚生労働省子ども家庭局総務課  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、学校における児童生徒等のてんかん発作時における教職員等による坐薬挿入については、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」（平成28年2月29日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について（依頼）」（平成29年8月22日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において、お示しをしているところです。

また、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室等におけるてんかん発作時の坐薬挿入についても、「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第17条の解釈について」（平成

29年8月22日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、厚生労働省医政局医事課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名通知）においてお示しをしているところです。

今般、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において児童生徒等がてんかんの発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等が口腔用液（ブコラム®）の投与を行うことについて、文部科学省等から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせいたします。

また、ブコラム®を使用した場合には、てんかん発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

なお、0～6ヵ月の乳児に対しては、保育所等においてブコラム®を預かり、職員等が投与することは想定されていません。

ブコラム®の使い方等を理解するに当たっては、武田薬品工業株式会社のホームページ（<https://www.buccolam.jp/>）も御参照ください。

また、本事務連絡は消防庁と協議済みであることを申し添えます。

つきましては、都道府県・市町村保育主管課、地域子ども・子育て支援事業主管課及び認可外保育施設主管課におかれては域内の保育所、放課後児童健全育成事業の事業者及び認可外保育施設に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

以上

別紙 1

府子本第 766 号  
4 初健食第 17 号  
子総発 0714 第 1 号  
子保発 0714 第 1 号  
子子発 0714 第 1 号  
令和 4 年 7 月 14 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定子ども園担当）  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長  
厚生労働省子ども家庭局総務課長  
厚生労働省子ども家庭局保育課長  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長  
（ 公 印 省 略 ）

医師法第 17 条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御対応くださるようお願い申し上げます。

記

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等（以下「学校等」という。）で在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童（以下「児童等」という。）がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、口腔用液（「ブコラム®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の 4 つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で

指示を受けていること。

- ・ 学校等においてやむを得ずブコラム®を使用する必要性が認められる児童等であること
  - ・ ブコラム®の使用の際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にブコラム®を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してブコラム®を使用すること。
- ・ 当該児童等がやむを得ずブコラム®を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
  - ・ ブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、ブコラム®を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

別紙 2

医政医発 0715 第 2 号  
令和 4 年 7 月 15 日

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定子ども園担当）  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長  
厚生労働省子ども家庭局総務課長  
厚生労働省子ども家庭局保育課長  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

殿

厚生労働省医政局医事課長  
（ 公 印 省 略 ）

医師法第 17 条の解釈について（回答）

令和 4 年 7 月 14 日付け府子本第 766 号、4 初健食第 17 号、子総発 0714 第 1 号、子保発 0714 第 1 号、子子発 0714 第 1 号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願いする。

教保体第1686-1号  
令和6年2月14日

各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長  
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤  
（バクスミー®）投与について（通知）

令和6年1月25日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写し  
のとおり事務連絡がありました。

この通知では、児童生徒等が重症の低血糖発作を起こした場合に、当該児童生徒等に  
代わって教職員等がグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）を投与することについて、一  
定の条件を満たした場合には医師法違反とならないという解釈が示されています。

なお、一連の行為の実施に当たっては、別紙1及び下記に御留意の上、適切な対応を  
お願いします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下の各学校に周知をお願いします。

記

- 1 今回の措置は、重症の低血糖発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に限定  
されること。
- 2 やむを得ない場合には当該児童生徒にグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）を使  
用することについて、児童生徒及びその保護者が希望し、具体的に学校に依頼してい  
ること。
- 3 使用する場面について、どのような状態が該当するかは、医師が作成したグルカゴ  
ン点鼻粉末剤（バクスミー®）使用の際の指示事項が記載された書面を確認の上、保  
護者から説明を受けること。
- 4 当該児童生徒及びその保護者が事前に医師から指示を受ける書面には以下の内容が  
記載されていること。
  - （1）児童生徒の氏名
  - （2）医療機関名、主治医名、連絡先
  - （3）学校においてやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）を使用する

必要性が認められる児童生徒であり、これまでにこの点鼻粉末剤を使用したことがあること

(4) グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）の名称・1回分の量及び効能

(5) グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）の使用の際の留意事項

ア グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）を投与する必要がある生命が危険な状態等の具体的様子

イ グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）を投与する時期

ウ グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）の投与方法

エ グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）の投与により副作用がある場合の処置の方法

オ その他注意する点

- 5 グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）を使用する際には次の点に留意すること。
- (1) 児童生徒が、緊急時にやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること。
  - (2) グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）の投与の際の留意事項に対する書面の記載事項を遵守すること。
  - (3) 衛生上の観点から、手袋を装着した上でグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）を投与すること。

【参考】日本イーライリリー株式会社ホームページ

<https://www.diabetes.co.jp/consumer/usage-baqsimi/teacher>

- 6 医薬品を学校で預かる場合には、「学校における薬品管理マニュアル」  
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/262>、財団法人日本学校保健会 平成21年7月）を参照すること。

他の児童生徒から預かった医薬品と混同し、誤投薬を起こすことのないように気を付け、使用期限にも注意すること。

- 7 当該児童生徒の保護者又は教職員は、グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関を受診させること。また、重症の低血糖発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応に備えること。
- 8 対応に当たっては、特定の教職員に任せずに組織的に対応するよう、グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）の投与方法等について事前に確認するなど、校内体制の整備に万全を期すること。
- 9 当該児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮する等、適切に対応すること。
- 10 今回の通知は、重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）の投与についてであり、他の疾患については、これまでと同様に対応すること。

担 当：健康教育・学校安全担当 脇田・龍野

電 話：048-830-6963

E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp





事務連絡  
令和6年1月25日

各都道府県・指定都市・中核市保育所・認定こども園等主管課  
各都道府県・市区町村地域子ども・子育て支援事業主管課  
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管課  
各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管課・児童福祉主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

こども家庭庁成育局成育基盤企画課  
こども家庭庁成育局保育政策課  
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室  
こども家庭庁成育局成育環境課  
こども家庭庁支援局障害児支援課  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）  
投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、今般、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童発達支援、放課後等デイサービス等において児童生徒等が重症の低血糖発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等がグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）の投与を行うことについて、文部科学省等から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせします。

重症の低血糖発作においては、当該児童生徒等が意識を失っている場合も想定されることから、傷病者発生時の対応に準じて、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当（一次救命処置）、緊急連絡・救急要請などを行うことが重要です。その上で、グルカゴン点鼻粉末剤を使用した場合には、低血糖発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

グルカゴン点鼻粉末剤の使い方等を理解するに当たっては、日本イーライリリー株式会社のホームページ (<https://www.diabetes.co.jp/consumer/usage-bagsimi/teacher>) も御参照ください。

また、本事務連絡は消防庁と協議済みであることを申し添えます。

については、都道府県・指定都市・中核市保育所・認定こども園等主管課におかれては所管の保育所・認定こども園等及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村保育所・認定こども園等主管課に対して、地域子ども・子育て支援事業主管課及び認可外保育施設主管課におかれては域内の放課後児童健全育成事業の事業者及び認可外保育施設に対して、都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管課・児童福祉主管課におかれては域内の児童発達支援、放課後等デイサービス事業所に対して、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

## 別紙1

こ成基第1号  
こ成環第1号  
こ支障第4号  
5初健食第14号  
令和6年1月22日

厚生労働省医政局医事課長 殿

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長  
こども家庭庁成育局成育環境課長  
こども家庭庁支援局障害児支援課長  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長  
( 公 印 省 略 )

医師法第17条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答いただくようお願いします。

### 記

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童発達支援、放課後等デイサービス等（以下「学校等」という。）に在籍する幼児、児童、生徒、学生又は学校等を利用する児童（以下「児童等」という。）が重症の低血糖発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、グルカゴン点鼻粉末剤（「バクスマー®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法（昭和23年法律第201号）違反とはならないと解してよいか。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
  - ・ 学校等においてやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用する必要性が認められる児童等であること
  - ・ グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項

- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にグルカゴン点鼻粉末剤を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたグルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してグルカゴン点鼻粉末剤を使用すること。
- ・ 当該児童等がやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
  - ・ グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、グルカゴン点鼻粉末剤を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

以上

別紙2

医政医発 0122 第 3 号  
令和 6 年 1 月 22 日

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長  
こども家庭庁成育局成育環境課長  
こども家庭庁支援局障害児支援課長  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

殿

厚生労働省医政局医事課長  
( 公 印 省 略 )

医師法第 17 条の解釈について (回答)

令和 6 年 1 月 22 日付けこ成基第 1 号、こ成環第 1 号、こ支障第 4 号及び 5 初健食第 14 号  
をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、児童等のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願いする。